

輪島市国土強靱化地域計画

令和2年5月

目次

I	はじめに.....	1
II	基本的な考え方.....	2
1	計画の位置づけ.....	2
2	計画の期間.....	2
3	基本目標、事前に備えるべき目標.....	3
4	基本的な方針.....	4
III	輪島市の地域特性等.....	5
1	位置・地勢.....	5
2	気象.....	5
3	人口.....	5
IV	脆弱性評価.....	6
1	脆弱性評価の考え方.....	6
2	自然災害の状況.....	7
3	起きてはならない最悪の事態の設定.....	12
4	脆弱性評価の結果.....	13
V	推進方針.....	13
1	推進方針の整理.....	13
2	起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針.....	14
VI	計画の推進.....	36
別紙1	「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性の評価.....	37

(別紙) 輪島市国土強靱化地域計画における個別具体的施策の事業詳細

I はじめに

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。基本法の前文では、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るためには、大規模自然災害等の発生から 72 時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。」とされている。

また、基本法第 13 条において、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

輪島市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、国の基本計画と石川県の地域計画との調和を図りながら、基本法に則り、本市の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として策定するものである。

Ⅱ 基本的な考え方

基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

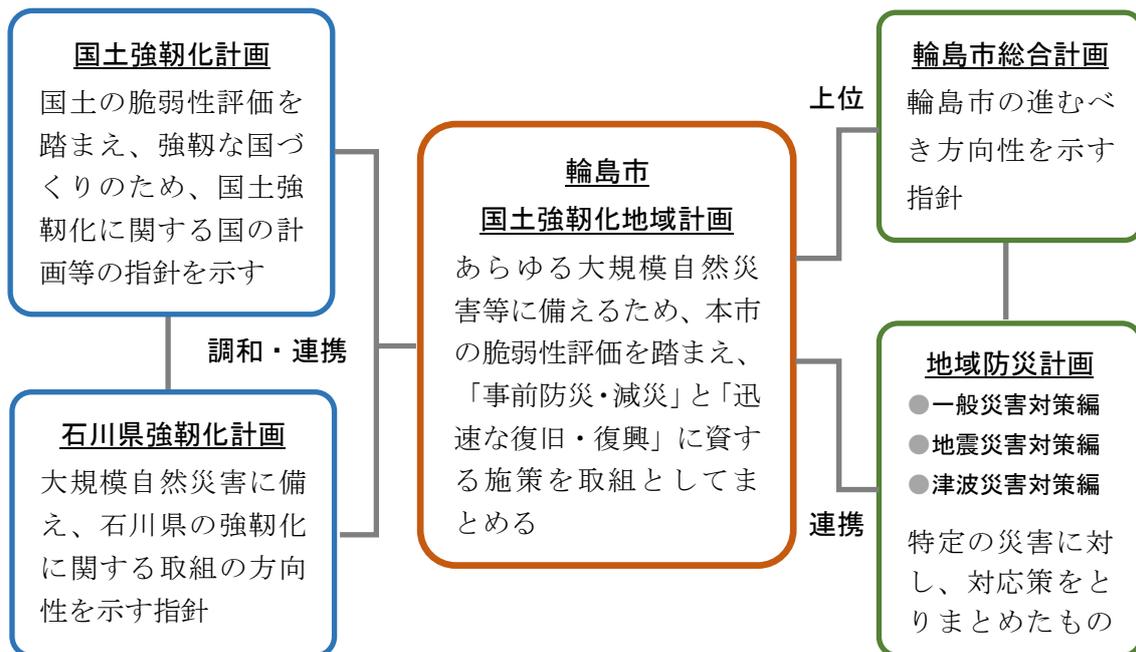
1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づくものであり、下記の計画期間における輪島市の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として位置づけるものである。

2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とする。

輪島市国土強靱化地域計画の位置づけ



3 基本目標、事前に備えるべき目標

(1) 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、次の基本目標を達成する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 輪島市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 輪島市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

これらの基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標を定める。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、交通網、燃料等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 基本的な方針

本計画では、国土強靱化基本計画と同様に、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針のもと、本計画を策定・推進する。

- ① 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ② 市内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。
- ③ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ④ ハード・ソフトの組み合わせによる総合的な対策に取り組む。
- ⑤ 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取組を推進する。
- ⑥ 平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- ⑦ 既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- ⑧ 地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、強靱化を推進する担い手を確保する。
- ⑨ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。

Ⅲ 輪島市の地域特性等

1 位置・地勢

輪島市は、本州中央部日本海に突出した能登半島の北西部に位置する。

東は珠洲市、能登町に、南は穴水町、志賀町に接している。市の中心部から県都金沢へは約 120 km、車で約 2 時間を要する距離にある。

地形は、東部から宝立山（471m）・鉢伏山（544m）・高洲山（567m）・高爪山（341m）などが連なって海に迫っている。

山間丘陵地を源とする小河川は、いずれも樹枝状になって日本海に注ぎ、それぞれ沖積平野を形成し市街地や農耕地が開けている。

80 km 余に及ぶ海岸線は優れた自然景観を呈し能登半島国定公園に指定されている。

また、北方海上に七ツ島（23 km 沖）、舳倉島（49 km 沖）があつて沿岸漁業の拠点となっている。

2 気象

輪島市の気候は、日本海側特有の気象に類し、平均年間降水量は 2,265mm である。

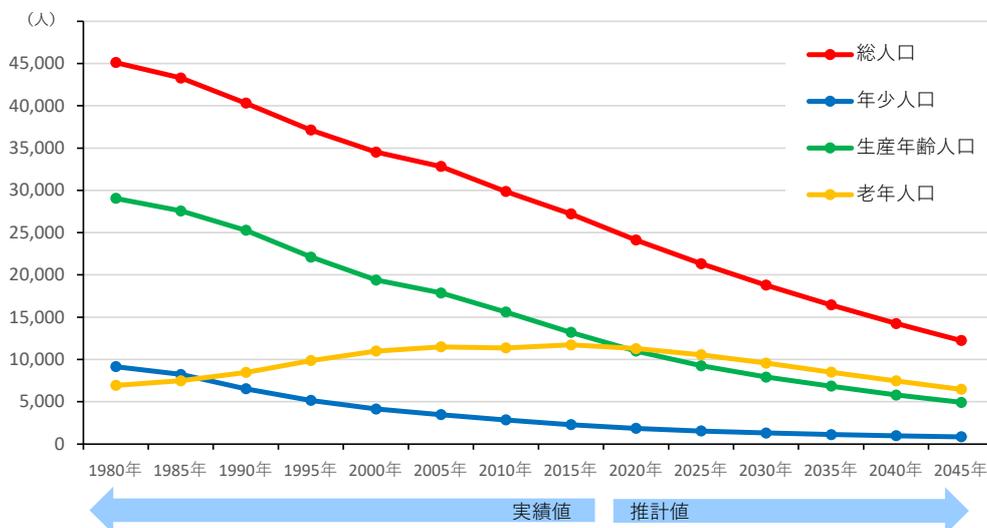
日本海の影響を強く受け、平均気温が 13.0℃ と低く、冬季は積雪がある。

3 人口

輪島市の人口は減少傾向が続いており、1985 年から 2015 年の 30 年間で、43,283 人から 27,216 人へ 16,067 人（37.1%）減少した。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成 30 年）では、2045 年に 12,241 人になると予想されており、2015 年と比較し 30 年間で半減する。

輪島市の人口推移（実績値および推計値）



注：1980～2015 年は国勢調査、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値

IV 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取組の方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、本市の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価の流れ】

○基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を設定

○事前目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定

○最悪の事態を回避するための課題等を分析・評価（脆弱性評価）

○強靱化のための推進方針を検討・策定

2 自然災害の状況

(1) 地震の発生状況

本市に限らず県内に被害を及ぼす地震は、主に陸域の浅い地震である。歴史の資料で知られる主な浅い地震は、金沢市から加賀市付近にかけての地域や能登半島、更には、それらの地域の日本海沖合で発生している。

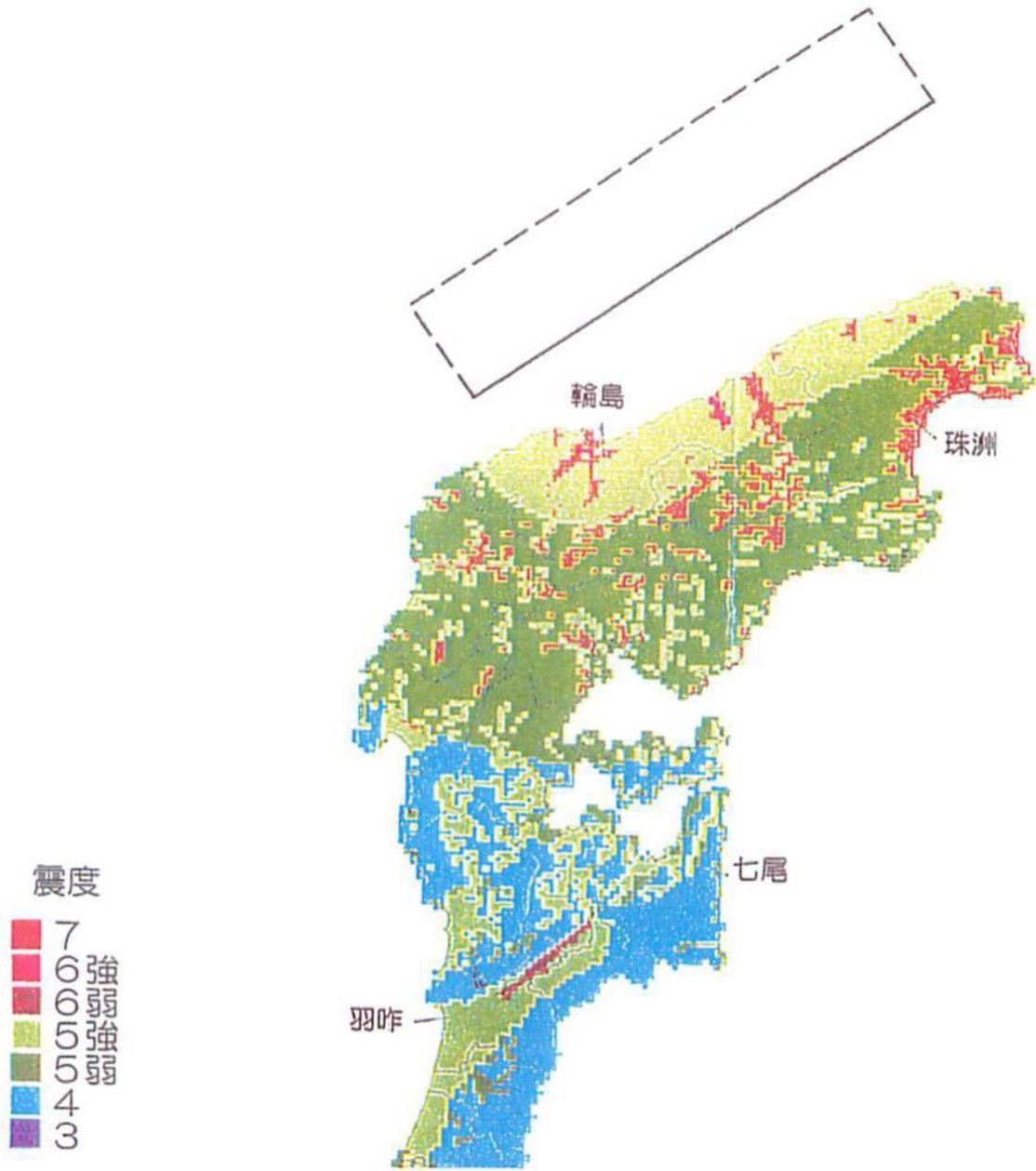
県内のどの地域も、約 100 年に 1 度の割合でかなりの規模の地震被害を経験しており、県全体としては、30 年に一度の割合で、被害地震が発生している。最近の被害地震としては、2007 年（平成 19 年）の能登半島地震（M6.9※）がある。この地域では、将来も同程度の直下型地震が発生する可能性がある」と指摘されている。また、富山湾から新潟沖・秋田沖・北海道南西沖にかけての日本海東縁にも大規模な地震が頻発する地帯があり、そこで発生する津波が数年から数 10 年ごとに能登半島沿岸を襲い、被害が生じている。

※ Mはマグニチュードを示す。

過去に被害をもたらした地震

発生年月日	震源地域又は名称	マグニ	震度	被害の概況
	北緯 東経	チュード	輪島	
1983. 05. 26 昭和 58 年	日本海中部地震 40. 4° 139. 1°	7. 7	3	輪島市の被害状況（津波） 人的被害（重傷 1 人 軽傷 2 人）、 住家被害（半壊 3 棟 2 世帯 7 人）、 床上浸水（3 棟 3 世帯 18 人）、 床下浸水（3 棟 3 世帯 5 人）、 船舶被害 8 隻 農林水産施設 2, 000 千円 水産被害 70, 433 千円 その他 7, 000 千円
1993. 02. 07 平成 5 年	能登半島沖地震 37. 7° 137. 3°	6. 6	5	輪島市の被害 公共文教施設 800 千円 公共土木施設 170, 000 千円
2007. 03. 25 平成 19 年	能登半島地震 37. 2° 136. 7°	6. 9	6 強	能登半島沖でマグニチュード 6. 9 の地震があり、能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度 6 強を観測した 人的被害：死亡 1 人、重傷 46 人 軽傷 69 人 住家被害：全壊 513 棟、半壊 1, 086 棟 一部損壊 9, 988 棟 公共土木施設被害 2, 364, 359 千円 農林水産施設被害 755, 462 千円

石川県地震被害想定調査結果（能登半島北方沖の地震）



(2) 津波の発生状況

本市及び石川県内に津波被害をもたらした地震と被害状況は次のとおりである。

過去に被害をもたらした地震

年代	波源域 (推定地震規模)	津波の大きさ、被害等
1983. 5. 26 昭和 58 年	秋田県沖 (M7. 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・波源域に近いところで(津波痕跡高は)10m 以上となり、島や半島で高くなっているところがある。例えば奥尻島、能登半島などである。富来町前浜港で津波痕跡高さ 2. 5m を観測した。 ・能登半島で出た被害の主なものは、負傷 3 人(輪島港)、全半壊 3 と浸水 6 (すべて舳倉島)、漁船被害 67 隻 (うち福浦南港 26 隻、輪島港 5 隻、狼煙港 6 隻) である。
1993. 2. 7 平成 5 年	能登半島北方沖 (M6. 6)	<ul style="list-style-type: none"> ・輪島市に小津波 (最大波高 26cm) あり。 ・最大振幅は、金沢港 : 32cm、輪島港 : 51cm、輪島 : 25cm、宇出津港 : 18cm
1993. 7. 12 平成 5 年	北海道南西沖 (M7. 8)	<ul style="list-style-type: none"> ・津波は日本海沿岸各地を襲った。 ・最大振幅は、金沢港 : 57cm、輪島港 : 188cm、輪島 : 74cm、宇出津港 : 58cm ・津波は渡島半島西岸にも大被害をもたらし、さらに日本海全域に波及し、北海道から九州に至る各地、韓国、ロシア沿海州などで浸水、漁船流失などの被害が出た。
2007. 3. 25 平成 19 年	能登半島沖 (M6. 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・珠洲と金沢で 0. 2m の津波。

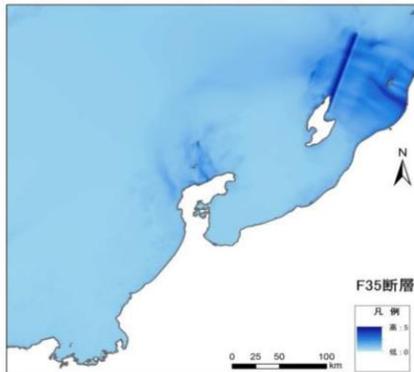
<参考>津波浸水想定調査

石川県では、平成 23 年度に石川県に影響を与える最大規模の津波を考慮した津波浸水想定を実施した。また、平成 29 年 5 月には、日本海側最大クラスに相当する津波浸水想定の見直しを実施した。

断層ごとの津波シミュレーションの結果（輪島市への影響が大きなもの）

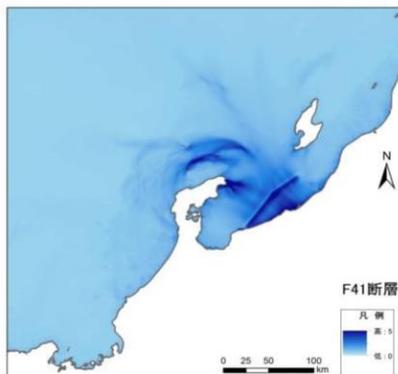
【F35】

- ・日本海東縁部で発生した津波は、日本海側に広く伝播するが、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
- ・影響が大きいのは、志賀町、輪島市、珠洲市で、1.7m~8.2m（珠洲市真浦地区）の津波が到達する結果となった。



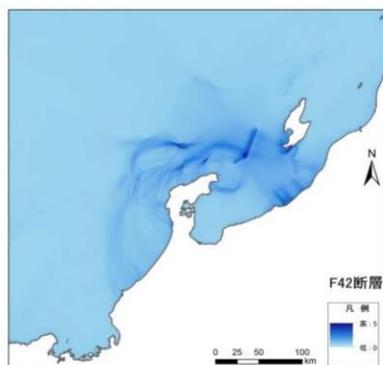
【F41】

- ・能登半島東方沖で発生した津波は、能登内浦へ向けまっすぐ伝播し、遠浅の地形により波が収斂し高くなる。また、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように外浦へと伝播する。
- ・羽咋市から七尾市にかけて能登地域全体で影響が大きく、1.0m~20.0m（珠洲市小泊地区）の津波が到達する結果となった。



【F42】

- ・能登半島珠洲沖で発生した津波は、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
- ・加賀市から宝達志水町、輪島市、珠洲市で影響が多きく、1.6m~8.0m（輪島市深見地区）の津波が到達する結果となった。



(3) 風水害の発生状況

過去に本市で災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された風水害等は次のとおりである。

過去に被害をもたらした風水害（災害救助法適用）

年代	災害の種類	概要
1950. 9. 3 昭和 25 年	ジェーン台風	<ul style="list-style-type: none"> ジェーン台風は、9 月 3 日、神戸市付近に上陸し、若狭湾にぬけて、夕刻、能登沖を通過した。 金沢：気圧 981. 5hPa 最大瞬間風速 42. 8m/s 被害状況：人的被害 死者 18 名、行方不明者 6 名、負傷者 298 名 住家被害 全壊 390 棟、半壊 3, 868 棟 床上浸水 459 棟、床下浸水 1, 071 棟 被害総額：414, 270 万円
1956. 7. 16 昭和 31 年	水 害	<ul style="list-style-type: none"> 能登半島を襲った雨は、猛烈な雷鳴を伴う豪雨となり、大水害となった。 各地の雨量：輪島 183mm、七尾 122mm、門前 167mm、三井 235mm、柳田 189mm、宇出津 237mm など 被害状況：人的被害 死者 8 名、負傷者 2 名、住家被害 全壊 26 棟、流出 6 棟、半壊 85 棟 床上浸水 2, 273 棟、床下浸水 4, 211 棟 被害総額：225, 928 万円
1958. 7. 24～26 昭和 33 年	水 害	<ul style="list-style-type: none"> 7 月 24 日未明に奥能登に大雨が降り、輪島地方に大きな水害を出した。 各地の雨量：金沢 172mm、輪島 321mm、九谷 278mm、新保 263mm、白峰 250mm、宇ノ気 245mm、羽咋 306mm、七尾 352mm、向田 349mm、富来 348mm、三井 318mm、柳田 353mm、飯田 293mm、宇出津 316mm など 被害状況：人的被害 死者 5 名、負傷者 32 名 住家被害 全壊 20 棟、流出 4 棟、半壊 92 棟 床上浸水 6, 385 棟、床下浸水 8, 359 棟 被害総額：499, 925 万円
1959. 8. 26 昭和 34 年	水 害	<ul style="list-style-type: none"> 8 月 26 日未明に能登一帯で雷を伴う集中豪雨が襲い大被害が発生した。 各地の雨量：輪島 191. 5mm、木原岳 219mm、穴水 220mm 以上、門前 262mm、飯田 119mm、宇出津 193mm など 被害状況：人的被害 死者 37 名、負傷者 949 名 住家被害 全壊 206 棟、流出 62 棟、半壊 554 棟 床上浸水 6, 642 棟、床下浸水 5, 783 棟 被害総額：990, 238 万円

3 起きてはならない最悪の事態の設定

先に設定した8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる21の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない21の最悪の事態
①人命の保護	1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生
	4 土砂災害による多数の死傷者の発生
	5 豪雪に伴う被害の拡大
②救助・救急、医療活動	6 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	7 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	8 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞
	9 被災地における医療機能等の麻痺
	10 被災地における感染症等の大規模発生
	11 多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態
③行政機能	12 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
④情報通信機能	13 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
⑤経済活動	14 サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞
	15 食料等の安定供給の停滞
⑥インフラ	16 ライフライン（電気、情報通信、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止
	17 基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態
⑦二次災害	18 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	19 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
⑧再建・回復	20 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	21 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

4 脆弱性評価の結果

21 の起きてはならない最悪の事態ごとに、脆弱性評価を実施した結果は、別紙1のとおりである。

VI 推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針を定めた。

また、施策分野として、以下の9つの個別施策分野と2つの横断分野を設定した。

【施策分野】

(個別施策分野)

- ①行政機能／②住宅・都市／③保健医療・福祉／④ライフライン／⑤産業／
- ⑥交通・物流／⑦農林水産／⑧国土保全／⑨環境

(横断分野)

- ①リスクコミュニケーション／②老朽化対策

2 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

推進すべき施策の方針は、脆弱性評価結果と同様に、「起きてはならない最悪の事態」ごとにまとめた。施策の推進に当たっては、「推進方針」に加え、別紙で示す「輪島市国土強靱化地域計画における個別具体施策の事業詳細」に基づき、着実な推進を図る。

1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	
施策分野	推進方針
住宅・都市	<p>〔住宅・建築物の耐震化等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅や建築物の倒壊は、地震発生後の避難の妨げになるとともに、地震火災の発生にもつながるため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し耐震化を促進する。 ○ 住宅の耐震化率の向上を図るため、市民に耐震診断・改修費の助成などの制度周知を進めるとともに、「輪島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、総合的に耐震化事業を推進する。 ○ 多数の者が利用する建築物等について、県と連携して耐震化を進めるとともに、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。 ○ 地震発生時の土砂災害や宅地の崩壊に対して、急傾斜地対策などのハード整備を推進するとともに、土砂災害マップなどによる市民への注意喚起を行う。 ○ 防火思想の普及、火気器具の取扱、消火器具の使用方法等について、火災予防運動等を通じた指導を行い、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。 ○ 地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する。 〔家具類の転倒や非構造部材の落下等〕 ○ 家庭での室内安全対策を進めるために、家具の転倒防止対策として、金具による家具の固定やチェーンやワイヤーなどによる補強対策の普及・啓発を進める。 ○ 地震による建築物の窓ガラス飛散や天井落下、外装タイルの剥離、看板等工作物の破損落下による被害を防止するために、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を継続的に啓発する。 ○ 橋梁の耐震化などによる避難路の安全対策を推進する。 〔空き家対策〕 ○ 地震時の倒壊や火災発生を防止するため、住宅・市街地総合整備事業や空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業等を活用し、空き家対策を推進する。 〔学校施設の耐震化〕 ○ 公立学校施設について、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。

	<p>〔市街地整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 密集市街地について、防災機能の向上を図るため面的整備を促進するとともに、災害時に一時避難場所となる公園・広場等の整備を推進する。 ○ 規模に応じて防火措置を施した建築物の建築が義務付けられている準防火地域のほか、建物密集地区の建築物においては、防火性能を高めるよう市民への指導・周知を図る。
保健医療・福祉	<p>〔病院施設の更新整備等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院施設の機能強化や老朽化対策など計画的な施設の維持管理及び更新を行う。 <p>〔社会福祉施設の耐震化等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉施設の耐震化や防火体制の強化について、助成制度の一層の周知を図り、引き続き、促進を図る。 ○ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
交通・物流	<p>〔無電柱化の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路や避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止するため、計画的に無電柱化を推進する。
老朽化対策	<p>〔公共施設等の総合管理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市が保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針となる「輪島市公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理と計画的な修繕を行う。 <p>〔学校施設の維持管理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校施設について、全体を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化などの取組を推進する。 <p>〔公園施設の維持管理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害が発生した場合の避難場所となる公園施設について、長寿命化計画に基づき、施設の計画的な修繕・更新に取り組む。 <p>〔公営住宅の維持管理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅について、全体を把握し、長期的な視点をもって、公営住宅等ストック総合改善事業等を活用し、長寿命化などの取組を推進する。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
住宅の耐震化率	45% (H29)	55%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	73% (H29)	85%

2 大規模津波等による多数の死傷者の発生	
施策分野	推進方針
国土保全	<p>〔津波避難体制の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本海側最大クラスに相当する新たな津波浸水想定を踏まえ、必要に応じて、現行の津波ハザードマップや避難計画の見直しを促進する。 ○ 避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動の周知徹底を図る。 ○ 指定避難場所や津波避難ビルの指定など、津波避難空間の確保を継続する。 ○ 防災行政無線の整備や各種 I C T を活用し情報収集・伝達体制を強化する。また、避難行動の支援や救助活動を行っている消防団や自主防災組織などの安全を確保するために、退避ルールの確立を推進する。 ○ 高齢化社会の進行による要配慮者数の拡大に備え、高齢者の防災安全対策の促進や早めの避難行動に関する啓発・支援などを推進する。 <p>〔河川管理施設・海岸保全施設の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川管理施設・海岸保全施設について、津波等による浸水被害等を防止・軽減するため、老朽化対策や新たな津波想定を踏まえた施設整備を計画的に推進する。 ○ 海岸防災林等について、津波の減衰効果を考慮し、多様な樹種・樹高かつ一定のまとまりを持った林帯の整備を推進するよう県に対し働きかける。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
津波ハザードマップ	H24 策定	適期更新
津波避難計画	H29 策定	適期更新
津波避難ビルの指定施設数	5 施設 (H30)	現状維持
津波を想定した避難訓練の実施数	1 箇所	現状維持

3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生	
施策分野	推進方針
国土保全	<p>〔総合的な治水対策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害などを踏まえ、必要な幹線排水路の整備、河川改修事業の促進による浸水対策を推進する。 ○ 計画を超える洪水等への対応として、浸水想定図の作成・ハザードマップの作成支援や、これらを活用した県・市町、住民合同の訓練により、情報伝達体制や避難体制を協働で確立するなど、ソフト対策の充実を図る。 <p>〔海岸保全施設の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸保全区域背後の人家や公共施設等を冬期風浪等の異常気象から守るため、沖合施設等の整備を推進する。 ○ 県の洪水浸水想定区域の変更等、必要に応じて洪水ハザードマップの見直しを行うとともに、防災情報の収集・伝達体制の強化を推進する。 ○ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設においては、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、指導の強化を行い、施設利用者が円滑かつ迅速に避難する体制を整備する。
老朽化対策	<p>〔河川管理施設の維持管理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川管理施設や幹線排水路等について、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う。 ○ 河川堤防の復旧や、内水排除等を速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や迅速な資機材の調達を図るとともに、建設業者の調達を含め復旧・復興に向けた体制を構築する。 ○ 農業水利施設について、計画的に改修・補強等を図る。 <p>〔海岸保全施設の維持管理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
海岸保全施設の長寿命化計画	未策定	策定
河原田川洪水ハザードマップ	R1 策定	適期更新
町野川洪水ハザードマップ	R1 策定	適期更新
八ヶ川洪水ハザードマップ	R1 策定	適期更新

4 土砂災害による多数の死傷者の発生	
施策分野	推進方針
国土保全	<p>[総合的な土砂災害対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人家などの保全対象への影響が大きい地区や、避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備（砂防、地滑り対策、急傾斜地対策等）を進めるよう県に対して働きかける。 ○ 土砂災害（特別）警戒区域の変更等、必要に応じて土砂災害ハザードマップの見直しを行うとともに、防災情報の収集・伝達体制の強化を推進する。 ○ 土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設においては、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、指導の強化を行い、施設利用者が円滑かつ迅速に避難する体制を整備する。
老朽化対策	<p>[砂防関連施設等の維持管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設について、老朽化が進んでいるものについては、修繕、改築、更新等を行うよう県に対して働きかける。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
要配慮者利用施設の避難確保計画の策定	83%	100%
土砂災害ハザードマップの策定・更新	H30 (更新) R1 (更新)	適期更新

5 豪雪に伴う被害の拡大	
施策分野	推進方針
行政機能	<p>[除雪体制の確保]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 降雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び地域住民からの通報に基づき出動時期を適切に判断し、早期除雪を行うとともに、豪雪が予想される場合、除雪委託者に事前の連絡を行い出動に備える。 ○ 大雪注意報や大雪警報などの防災気象情報での対応はもとより、局地的な大雪にも対応できる体制を構築する。 ○ 幹線市道（バス路線、緊急避難道路等）については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援等、除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。 ○ 住民（町内会、PTA 等）の協力による歩道除雪を推進し、通学路や公共施設等への安全な歩行者空間を確保する。 ○ 住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。 ○ 急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等、散布の必要を認めた区間については、凍結防止剤の散布を行いスリップ事故等の防止に努める。 ○ 市保有の除雪機械の増強や民間借上機械、リース機械を活用し、迅速な除雪を実施する。 ○ 熟練技能を要する除雪オペレーターの育成に努め、迅速・的確な除雪体制を整備する。 ○ 消雪装置施設の適切な維持管理を行う。 <p>[消防対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防車庫等、必要な箇所の除雪を実施する。
孤立集落対策	<p>[孤立集落対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災状況が確認された際に、迅速な救助・救援が行えるよう、関係機関と事前に調整を図る。
交通・物流	<p>[交通対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関（路線バス、航空機等）の運行状況等を適時的確に把握し、問い合わせ等への対応や広報を行うとともに、帰宅困難者への必要な支援を関係機関と連携を図りながら実施する。 ○ 道路渋滞が発生した際には、ラジオ等により渋滞情報を広報周知するとともに、不要不急の外出を抑制する。また、渋滞が長期化し、支援が必要な場合には、飲料、食料、燃料の提供を行う。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
市内除雪事業者数	37 事業者	維持
車道除雪機械数	61 台	維持
除雪オペレーター人数	125 人	維持

6 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
施策分野	推進方針
行政機能	<p>[支援物資等の供給体制の充実・強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所・指定避難所への食糧等の備蓄品を充実強化するとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発する。 ○ 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における民間事業者等との応援協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。 <p>[非常用物資の備蓄]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用物資の備蓄を促進するとともに、家庭等における備蓄について、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を推進する。
ライフライン	<p>[水道施設の耐震化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道施設及び管路の老朽化対策や耐震化対策を推進する。 <p>[応急給水体制の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速な応急給水を実施するため、応援体制の構築や、訓練の実施により、その実効性を高めていく。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
災害用備蓄品備蓄数(食料)	6,259食 (目標値:5,400食)	現状維持 (目標値:5,400食)
災害用備蓄品備蓄数(飲料水)	6,816リットル (目標値:5,400リットル)	現状維持 (目標値:5,400リットル)

7 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
施策分野	推進方針
交通・物流	<p>[緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立集落の発生を防止し、また、万一、孤立集落が発生した場合でも早期に解消できるよう、幹線道路や生活道路について機能を強化するための整備を推進することにより、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。 <p>[緊急輸送道路等の防災・減災対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。 <p>[農道・林道の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山間部における孤立集落の発生を防止するため、緊急輸送道路等の迂回路となり得る農道・林道の整備を推進する。 <p>[大雪対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市有除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。 ○ 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。 <p>[漁船等を活用した緊急時の避難体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海に面し、孤立する可能性が高い地区において、漁船等による海上からの避難体制を整備する。
国土保全	<p>[総合的な土砂災害対策] (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人家などの保全対象への影響が大きい地区や、避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を進めるよう県に対して働きかける。 ○ 被災状況が確認された際に、迅速な救助・救援が行えるよう、関係機関と事前に調整を図る。
老朽化対策	<p>[道路施設の維持管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。 <p>[農道・林道の維持管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農道・林道について、管理者による点検・診断を実施し、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新への取組を推進する。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
農道・林道施設の点検・診断の実施割合	橋梁：71% (32/45)	橋梁：100% (45/45)
災害用ドローンの導入	0機	2機

8 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞	
施策分野	推進方針
行政機能	<p>〔応急活動を担う機関の機能強化〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化等により、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化する。 ○ 地震により消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽の効果的な配置や自然水利の利用を図る。 ○ 被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力の強化を着実に推進する。 ○ 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる消防体制を構築する。 ○ 各消防分団に配備している消防ポンプ車を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。 <p>〔応急活動の効率的な展開〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部・消防・警察・自衛隊等の救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実効性を高める。 ○ 大規模災害時の消防広域応援体制について、他府県緊急消防援助隊と連携する中部ブロック合同訓練に出場し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る。 ○ 災害発生時に対策本部や救急・救助機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食料・燃料の備蓄等、必要な対策を講じる。 ○ 消防団の定数確保や車両・資機材の充実などにより消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織や学校と連携した防災訓練などの取組を推進し、バイスタンダー（救急現場に居合わせた市民）の育成や地域防災力の強化を推進する。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
消防団員の充足率	96%	100%

9 被災地における医療機能等の麻痺	
施策分野	推進方針
保健医療・福祉	<p>[災害医療体制の充実]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に DMAT(災害派遣医療チーム)や医薬品などのニーズ把握、支援要請などを的確に行うため、関係機関と連携した医療機能維持に必要な各種協定の締結、情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、災害時医療体制や搬送体制の整備を推進する。また、業務継続計画の策定(必要に応じて改定)、災害時医療活動資機材の整備等、医療活動に必要な対策を促進する。 ○ 災害時対応訓練、市の総合防災訓練等を通じて DMAT の機能の維持向上を図る。 <p>[病院施設の更新整備等] (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院施設の機能強化や老朽化対策など計画的な施設の維持管理及び更新を行う。 <p>[要配慮者の災害時支援体制の構築]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、地域福祉推進員、自治会を中心とした地域住民等による平時からの地域見守り体制の構築と自主防災組織との連携に努める。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
DMA T 配備数	1 チーム	現状維持
市立輪島病院の業務継続計画	策定済	更新
ドクターヘリのランデブーポイント(場外離着陸場)数	36 箇所	維持
市立輪島病院の食料・飲料水備蓄量 (医療従事者用を含む)	3 日分	3 日以上

10 被災地における感染症等の大規模発生	
施策分野	推進方針
保健医療・ 福祉	<p>[感染症予防措置]</p> <p>○ 平時から一般的な感染予防策（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を促進するとともに、災害時の避難所において初期段階から保健師等を派遣し衛生状況等を把握する体制を整えることで、感染症の発生・まん延を防ぐ。</p>
ライフライン	<p>[下水道施設の耐震化]</p> <p>○ 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水における下水道施設の耐震化、災害用トイレの整備を行う。</p> <p>[生活排水やし尿施設の対策]</p> <p>○ 災害発生後、住宅や避難所からの生活排水を速やかに排除するため、下水道と合併浄化槽の普及促進による生活排水対策を進める。</p>

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
マンホールトイレの数	4基	維持
重要な下水道管きょにおける耐震化率	24.3%	30.0%
手指消毒液の備蓄量	0 ㍻	500 ㍻
サージカルマスクの備蓄量	0 枚	20,000 枚
携帯トイレの備蓄数	10,000 組	維持

11 多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態	
施策分野	推進方針
行政機能	<p>〔避難所の設置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員や施設管理者、自主防災組織等との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。 ○ 各避難所において住民等による自主的な避難所運営を推進する。 ○ 小中学校等の指定避難所を有効に活用し、避難所の機能強化を図る。 ○ 指定避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実を図り、避難所の機能向上を推進する。 ○ 観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導体制を整備する。 <p>〔避難生活の長期化〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な避難所でのニーズや要配慮者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認などの情報支援、専門家による心のケア等、避難者の支援体制を整備する。 ○ 要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保を推進する。 ○ 被災者の早期の生活再建を支援するため、応急危険度判定やり災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
指定避難所の指定施設数	48 施設	維持
福祉避難所の協定数	高齢者：13 障害者：5 妊産婦・乳幼児：4	高齢者：13 障害者：6 妊産婦・乳幼児：4
ポータブル非常用発電機の避難所への整備	22 台	維持

12 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	
施策分野	推進方針
行政機能	<p>[行政情報通信基盤の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 28 年度に策定した輪島市業務継続計画に基づき、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。 ○ 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高め、各種データの損失対策を進めるため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を実施する。 ○ 本庁舎 LAN 及び出先機関との回線接続などの行政情報通信基盤について、引き続き、耐災害性の維持を図る。 ○ 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等の災害時の通信手段の多重化・強化を図る。 <p>[防災拠点等の機能確保]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災拠点や避難所等において、太陽光発電設備等の導入による非常用電源の確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備を進めるほか、埋設ガス管等の耐震化を推進する。 ○ 防災拠点や避難所となる公共施設の新設・建替えにあたっては、施設の適正な配置等に留意した上で、所要の機能を確保する。 <p>[受入れ態勢の構築]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政人員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備など、支援人員の受入れ体制を構築する。また、応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。
国土保全	<p>[総合的な災害対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、災害対策（ハード整備）を着実に推進する。
老朽化対策	<p>[公共施設等の総合管理]（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市が保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針となる「輪島市公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理と計画的な修繕を行う。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和 6 年度)
業務継続計画	H28 策定	更新
受援計画の策定	未策定	策定
庁舎の非常用電源の稼働時間	3 時間	72 時間

13 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
施策分野	推進方針
行政機能	<p>[住民等への情報伝達体制の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に防災情報等を確実に伝達するために、防災行政無線をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、衛星携帯電話、Jアラート、Lアラート等、多様な情報伝達手段の整備を図る。 ○ 市民に避難指示等の防災情報を確実に伝達するため、気象警報・防災情報や防災行政無線放送内容等をメールで配信する「輪島市メールマガジン」の登録者を増やすとともに、通信設備の充実強化を図る。
保健医療・福祉	<p>[要配慮者の災害時支援体制の構築] (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の援護を円滑に進めるため、地域防災計画や要援護者台帳の作成、要援護者避難支援プランの充実、その他情報伝達手段の整備充実、自主防災組織における支援体制づくりも含め、行政、民生委員、区長会など市民が一体となった支援体制を構築していく。
リスクコミュニケーション	<p>[市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一斉防災訓練（シェイクアウトいしかわ）や輪島市総合防災訓練等の各種訓練を実施することにより市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力を向上する。 <p>[防災教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学教授等の専門家による児童生徒・保護者対象の防災研修会や、教師の学校防災に関する指導力をより一層向上させるための講習会等を実施し、各学校における危機管理マニュアルの見直しと避難訓練を繰り返すことにより、児童生徒及び学校関係者に対し、自ら命を守るため、主体的に避難行動ができる態度の育成を進め、地域・学校の実状に応じた自主的な取組を推進する。 <p>[自主防災組織の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防災力を高めるため、地域防災のリーダーとなる防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーを活用した組織化を推進する。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
輪島市メールマガジンの登録者数	1,795人	6,000人

14 サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞	
施策分野	推進方針
産業	<p>〔事業継続計画の策定〕</p> <p>○ 商工会議所、商工会その他関係機関と連携して、市内事業所に対し専門家の派遣やセミナーの開催等を通じて事業継続計画（事業者BCP）の重要性を周知し、策定事業所の拡大を図る。</p>
交通・物流	<p>〔緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築〕（再掲）</p> <p>○ 幹線道路や生活道路について、機能を強化するための整備を推進することにより、緊急時にも生産拠点と物流拠点等をつなぐ、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。</p> <p>〔緊急輸送道路等の防災・減災対策〕（再掲）</p> <p>○ 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。</p> <p>〔港湾の災害対応力の強化〕</p> <p>○ 物流拠点としての機能を確保するため、国・県と連携し港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受け入れに必要な施設の整備を推進する。</p>
リスクコミュニケーション	<p>〔風評被害を防止する情報発信〕</p> <p>○ 平時より、多様な情報発信経路を確保することなどにより、災害発生時において、市内外へ迅速かつ的確に情報発信できる体制を確保する。</p>
老朽化対策	<p>〔道路施設の維持管理〕（再掲）</p> <p>○ 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。</p>

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
道路施設の長寿命化計画策定率	100%	100%
燃料（エネルギー）供給事業者との災害協定	2事業者	維持

15 食料等の安定供給の停滞	
施策分野	推進方針
交通・物流	<p>〔港湾の災害対応力の強化〕（再掲）</p> <p>○ 物流拠点としての機能を確保するため、国・県と連携し港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受け入れに必要な施設の整備を推進する。</p>
農林水産	<p>〔食料の生産・流通等関係事業所の防災対策〕</p> <p>○ 作物共同利用施設等の耐震調査・耐震対策を推進するとともに、施設管理者の業務継続体制の確立を推進する。</p> <p>〔水産業の早期再開〕</p> <p>○ 漁業協同組合の災害対応能力を強化することにより、早期に操業を再開できる体制を整備する。</p>
老朽化対策	<p>〔農業水利・漁港施設の老朽化対策〕</p> <p>○ 農業水利施設の安定的な機能を確保するため、長寿命化を図る計画的な整備補修を推進する。</p> <p>○ 漁港施設について、個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。</p>

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
物資供給協定事業所数	9事業所 (H30)	維持
食料備蓄率	116%	100%以上を維持
漁港施設機能保全計画策定個所数	策定済 (10漁港)	見直し (10漁港)
災害時応援協定等【含む物資供給協定】の締結数	3協定	維持

16 ライフライン（電気、情報通信、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止	
施策分野	推進方針
ライフライン	<p>〔水道施設の耐震化〕（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道施設及び管路の老朽化対策や耐震化対策を推進する。 ○ 迅速な応急給水を実施するため、応援体制の構築や、訓練の実施により、その実効性を高めていく。 <p>〔下水道施設の耐震化〕（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水における下水道施設の耐震化、災害用トイレの整備を行う。 <p>〔電力・情報通信事業者との連携強化〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電力・情報通信事業者等と連携し、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達について訓練を実施するなど、情報伝達体制の強化を図る。 ○ 災害時の電力・情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信事業者との情報共有体制の強化を図る。 <p>〔石油等の燃料確保〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。 ○ エネルギーの供給停止に備え、災害対応型給油所の整備を図る。 <p>〔減災への取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 石油やガス機器の耐震化やマイコンメーターの設置促進など、減災に繋がる安全機器の対策を推進する。 ○ 地震火災による出火率を低くするため、感震ブレーカーの設置を促進する。
老朽化対策	<p>〔水道施設の維持管理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹管路については耐震性の高い水道管とし、老朽化対策に取り組む。 <p>〔下水道施設の維持管理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共下水道施設や農業集落排水施設、漁業集落排水施設については、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理・更新を実施する。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
水道基幹管路における耐震適合率	48.8% (H30)	60.0%
下水道施設の耐震化数	2 処理場	3 処理場
燃料（エネルギー）供給事業者との災害協定	2 事業	維持

17 基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
施策分野	推進方針
交通・物流	<p>[緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築] (再掲)</p> <p>○ 基幹的交通ネットワークの機能を確保するため、幹線道路や生活道路について、機能を強化するための整備を推進することにより、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。</p> <p>[緊急輸送道路等の防災・減災対策] (再掲)</p> <p>○ 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。</p> <p>[農道・林道の整備] (再掲)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の迂回路となる農道・林道の整備を推進する。</p> <p>[港湾の災害対応力の強化] (再掲)</p> <p>○ 緊急物資等の輸送機能を確保するため、国・県と連携し、港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受け入れに必要な施設の整備を推進する。</p>
国土保全	<p>[地籍調査に向けた体制づくり]</p> <p>○ 災害発生後の迅速な復旧・復興を図るため、計画的に地籍調査を推進するための体制を整える。</p>
老朽化対策	<p>[道路施設の維持管理] (再掲)</p> <p>○ 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。</p> <p>[農道・林道の維持管理] (再掲)</p> <p>○ 農道・林道について、管理者による点検・診断を実施し、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新への取組を推進する。</p>
リスクコミュニケーション	<p>[建設業界等との応急復旧体制の強化]</p> <p>○ 建設業協会や建設コンサルタント協会等との協定に基づく訓練を実施するなど、平時から応急復旧体制を整備するとともに、早期復旧等に向けた指導・助言を得るため、学識経験者との連携強化を図る。</p>

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
橋梁の補修完了率	41%(11/27)	100%(27/27)

18 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
施策分野	推進方針
農林水産	<p>[農業水利施設の整備及びハザードマップ作成]</p> <p>○ 農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、点検を実施し、地元との合意形成を図り、計画的に改修・補強等を進めるとともに、「ため池ハザードマップ」を有効活用するため地域住民への周知を図り、避難訓練を推進するなど、災害対応力の強化を図る。</p>
国土保全	<p>[河川管理施設・海岸保全施設の整備]（再掲）</p> <p>○ 河川管理施設・海岸保全施設について、計画的に耐震対策を行う。</p>
老朽化対策	<p>[河川管理施設の維持管理]（再掲）</p> <p>○ 河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う。</p> <p>[海岸保全施設の維持管理]（再掲）</p> <p>○ 海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う。</p> <p>[砂防関連施設等の維持管理]（再掲）</p> <p>○ 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設について、修繕、改築、更新等を行うよう県に対して働きかける。</p>

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
防災重点のため池に対するハザードマップの作製	作成済	更新

19 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
施策分野	推進方針
農林水産	<p>[農地・農業水利施設等の保全管理]</p> <p>○ 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払に取り組む集落の増加を図る。</p> <p>[災害に強い森林づくり]</p> <p>○ 森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、人工林の針広混交林化や間伐、製材、合板、木質バイオマス等の需要拡大による森林資源の利活用や低コストで安定的な市産材供給体制の整備、さらには、鳥獣害対策の徹底を通じて、森林の整備を計画的に推進する。</p> <p>[農林業の担い手確保等]</p> <p>○ 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業などの意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取組を推進する。</p>

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
多面的機能支払実施面積	955ha	現状維持
中山間地域等直接支払実施面積	950ha	現状維持

20 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
施策分野	推進方針
環境	<p>〔災害廃棄物対策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輪島市災害廃棄物処理計画に基づき、関係機関、民間事業者等と連携した災害廃棄物の処理体制の整備を推進する。 ○ 輪島市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保を推進する。 ○ 災害廃棄物を処理することとなるごみ処理施設の残余能力を高めるため、平時からごみ減量化やリサイクル率向上に向けた取組を推進する。 ○ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理や衛生面、リサイクルの観点から、仮置場では搬入時に可能な限り分別し、処理期間の短縮とリサイクル率の向上を図る。 ○ 有害物質の漏えい等の防止対策について、石川県と連携した漏えい防止体制の構築と市民に対して情報提供できる体制の構築を推進する。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和9年度)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物量を除く)	502g (H30)	480g
廃棄物(ごみ)の再生利用率	14% (H30)	20%

21 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	
施策分野	推進方針
リスクコミュニケーション	<p>〔市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上〕（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一斉防災訓練（シェイクアウトいしかわ）や輪島市総合防災訓練等の各種訓練を実施することにより、市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力を向上する。 <p>〔自主防災組織の強化〕（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防災力を高めるため、地域防災のリーダーとなる防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーを活用した組織化を推進する。 <p>〔防災ボランティアの活動環境の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援などのボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、ボランティア活動の環境整備を行う。 ○ 災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う輪島市災害ボランティアセンターとの連携を図る。 <p>〔建設産業の担い手確保・育成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の魅力発信や就労環境の改善等に取り組む。

【目標指標】

	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
自主防災組織数	151 組織 (73.6%)	218 組織 (100%)
防災士の養成者数	734 人	1,000 人

VI 計画の推進

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとに設定した指標等により、毎年度、進捗状況を把握しながら、全庁連携により、本計画を着実に推進する。

また、今後の社会情勢の変化や、国、県等の国土強靱化に係る取組の進捗状況等を考慮しながら、概ね5年ごとに必要な見直しを行うことを基本とする。

1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生**【住宅・都市】**

〔住宅・建築物の耐震化等〕

- 住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率については、一定の進捗が見られるものの、それぞれ 45%、73%となっている。
- 住宅については、耐震化を促進する必要がある。
- 多数の者が利用する建築物等についても、耐震化を進めるとともに、吊り天井など非構造部材の耐震化についても対策を行う必要がある。
- 防火思想の普及、火気器具の取扱、消火器具の使用方法等について、地震発生時の出火防止の徹底を推進する必要がある。
- 地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する必要がある。

〔空き家対策〕

- 地震時の倒壊や火災発生を防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

〔学校施設の耐震化〕

- 公立学校施設の構造体の耐震化については、すでに 100%完了しているものの、吊天井などの非構造部材については、耐震化が完了しておらず、今後も促進する必要がある。

〔市街地整備〕

- 都市の防災機能の向上を図るため、密集市街地の面的整備を促進するとともに、災害時に一時避難場所となる公園・広場等を整備する必要がある。

【保健医療・福祉】

〔病院施設の更新整備等〕

- 市立輪島病院については、耐震化しているものの、災害拠点病院及び救急告示病院として、災害時等において傷病者の治療等を行う重要な施設であることから、施設の機能強化や老朽化対策など計画的な施設の維持管理及び更新を行う必要がある。

〔社会福祉施設の耐震化等〕

- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

【交通・物流】

〔無電柱化の推進〕

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止するため、これら道路において、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

【老朽化対策】

〔公共施設等の総合管理〕

- 老朽化が見込まれる市の保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）の適切な維持管理と計画的な修繕について、輪島市公共施設等総合管理計画を基に実施していく必要がある。

〔学校施設の維持管理〕

- 公立学校施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、一層老朽化が進行する施設も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

〔公園施設の維持管理〕

- 大規模災害が発生した場合の避難場所となる公園施設について、維持補修等の必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える施設や、耐震化未施工のものがああり、被災者を安心して受け入れることができるよう、計画的な維持管理・更新、バリアフリー化、耐震化を図る必要がある。

現在の水準を示す指標

- 住宅の耐震化率 市 45% (H29) 全国約 82% (H25)
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率 市 73% (H29) 全国約 85% (H25)
- 公立小中学校施設の耐震化率 市 100.0% 全国 95.6% (H27.4.1 現在)
- 災害拠点病院・救急告示病院の耐震化率 市 100%
- 自主防災組織数（平成 30 年度末現在） 146 組織（70.5%）
- 防災士の養成者数（平成 30 年度末現在） 699 人
うち、女性防災士の養成者数 178 人（25.0%）

2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【国土保全】

〔津波避難体制の整備〕

- 県が平成 29 年 5 月に実施した津波浸水想定区域の見直しに伴い、津波ハザードマップや津波避難計画の見直しを行う必要がある。
- 避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

〔河川管理施設・海岸保全施設の整備〕

- 津波等による浸水被害を防止・軽減するため、老朽化対策とあわせ、新たな津波想定を踏まえた施設整備を計画的に行う必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

現在の水準を示す指標

- 津波ハザードマップ 平成 24 年度策定
- 津波避難計画 平成 29 年度策定
- 津波避難ビルの指定施設数（平成 30 年度末現在） 5 施設

3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生

【国土保全】

〔総合的な治水対策〕

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、市内を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 排水路について、多くの箇所が未改修となっており、今後も継続的に改修を行う必要がある。
- 県の洪水浸水想定区域の変更等、必要に応じて洪水ハザードマップの見直しを行うとともに、防災情報の収集・伝達体制の強化を推進する必要がある。
- 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設においては、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、指導の強化を行い、施設利用者が円滑かつ迅速に避難する体制を整備する必要がある。

〔海岸保全施設の整備〕

- 冬期風浪等の異常気象により、背後に人家や公共施設等がある箇所で海岸保全施設が被災しているため、早急な対策が必要である。

【老朽化対策】

〔河川管理施設の維持管理〕

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。
- 河川堤防の復旧や、内水排除等を速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や迅速な資機材の調達を図るとともに、建設業者の調達を含め復旧・復興に向けた体制の構築に取り組む必要がある。

〔海岸保全施設の維持管理〕

- 海岸護岸の多くは昭和40～50年代にかけて整備され老朽化が進んでおり、施設の補修、更新が重要となってきたが海岸保全区域は6,566mあるため、長寿命化計画を策定し計画的に維持管理を行う必要がある。

現在の水準を示す指標

- 河原田川洪水ハザードマップ 令和元年度更新
- 町野川洪水ハザードマップ 令和元年度更新
- 八ヶ川洪水ハザードマップ 令和元年度更新
- 洪水浸水区域内の要配慮者利用施設数（平成30年度末現在） 1施設
- 海岸保全施設の長寿命化計画 未策定

4 土砂災害による多数の死傷者の発生

【国土保全】

〔総合的な土砂災害対策〕

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。
- 平成 26 年度に土砂災害（特別）警戒区域の指定を完了しているが、さらに警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の国土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。
- 土砂災害（特別）警戒区域の変更等、必要に応じて土砂災害ハザードマップの見直しを行うとともに、防災情報の収集・伝達体制の強化を推進する必要がある。
- 土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設においては、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、指導の強化を行い、施設利用者が円滑かつ迅速に避難する体制を整備する必要がある。

【老朽化対策】

〔砂防関連施設等の維持管理〕

- 数多くある砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の老朽化が進んでいることから、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

現在の水準を示す指標

- 土砂災害警戒区域の指定 872 箇所 (H29. 5)
- 土砂災害特別警戒区域の指定 687 箇所 (H29. 5)
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 18 箇所
- 土砂災害ハザードマップ 平成 30 年度・令和元年度更新
- 土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設数（平成 30 年度末現在）18 施設

5 豪雪に伴う被害の拡大

【行政機能】

〔除雪体制の確保〕

- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期・適切な退避行動が重要であるため、平時から、防災気象情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる必要がある。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、バスの車内、航空機内及び空港内に多数の旅客が取り残される事態を回避する必要がある。
- C A T V の音声告知端末の設置促進、輪島市メールマガジンの登録推進、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにする必要がある。

- 降雪の影響等の情報の収集を行うため、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保するとともに、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める必要がある。
 - 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。また、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める必要がある。
 - 身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
 - 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備など、エネルギー供給施設について、ハード・ソフト対策を実施していく必要がある。
- 〔消防対策〕
- 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防車庫等、必要な箇所の除雪を実施する必要がある。
- 【孤立集落対策】
- 〔孤立集落対策〕
- 被災状況が確認された際に、迅速な救助・救援が行えるよう、関係機関と事前に調整を図る必要がある。

6 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【行政機能（行政）】

〔支援物資等の供給体制の充実・強化〕

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定等を各分野で締結しているが、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

〔非常用物資の備蓄〕

- 家庭等における備蓄について、3日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、非常用物資の備蓄や、民間企業と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

【ライフライン】

〔水道施設の耐震化〕

- 平成30年度末時点で、市の上水道の基幹管路における耐震適合性のある管の割合（耐震適合率）は、全国平均40.3%に対し、48.8%となっており、全国平均に比べ耐震化率は高いものの、引き続き、地震発生時に長時間におよぶ断水を防ぐため、上水道施設及び管路の老朽化対策や耐震化対策の推進に取り組む必要がある。

〔応急給水体制の整備〕

- 迅速な応急給水を実施するため、応援体制の構築や、訓練の実施に取り組む必要がある。

現在の水準を示す指標

- 災害用備蓄品備蓄数 食料 6,259食 飲料水 6,816リットル
- 物資供給協定事業所数（平成30年度末現在） 9事業所
- 水道基幹管路における耐震適合率 市 48.8%（H30） 全国平均 40.3%（H30）

7 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【交通・物流】

〔緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築〕

- 孤立集落の発生を防止し、また、万一、孤立集落が発生した場合でも早期に解消できるよう、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確認しておく必要がある。このため、幹線道路や生活道路の整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

〔緊急輸送道路等の防災・減災対策〕

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や道路路面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。

〔農道・林道の整備〕

- 山間地は道路網が脆弱なため、災害等で道路が寸断されると孤立集落が発生する可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路等の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

〔大雪対策〕

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 狭隘な道路において円滑な除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を行う必要がある。

〔漁船等を活用した緊急時の避難体制〕

- 市内の漁村では、接続する道路が少なく、災害等で交通が遮断されると、孤立集落となる可能性が高い地区があることから、漁船等の船舶を使った海上からの避難体制について検討する必要がある。

【国土保全】

〔総合的な土砂災害対策〕（再掲）

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。
- 平成26年度に土砂災害（特別）警戒区域の指定を完了しているが、さらに警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の国土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊

急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

- 土砂災害（特別）警戒区域の変更等、必要に応じて土砂災害ハザードマップの見直しを行うとともに、防災情報の収集・伝達体制の強化を推進する必要がある。
- 土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設においては、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、指導の強化を行い、施設利用者が円滑かつ迅速に避難する体制を整備する必要がある。

【老朽化対策】

〔道路施設の維持管理〕

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

〔農道・林道の維持管理〕

- 災害時において避難路や複数の輸送ルートを確保する必要があるが、農道・林道については、山間地等の迂回路となり得る路線もあるが、高度経済成長以降に整備された施設の老朽化が課題となっていることから、施設の点検・診断を実施して長寿命化対策を進め、機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぎ、適正な維持管理を行っていく必要がある。

【孤立集落対策】

〔孤立集落対策の体制〕

- 被災状況が確認された際に、迅速な救助・救援が行えるよう、関係機関と事前に調整を図る必要がある。

現在の水準を示す指標

- 土砂災害警戒区域の指定 872箇所(H29.5)
- 土砂災害特別警戒区域の指定 687箇所(H29.5)
- 道路施設の長寿命化計画策定率 市 100% (R2)
- 農道・林道施設の点検・診断の実施割合（個別施設計画策定）
橋梁：71% (32/45)、トンネル：100% (2/2) (R元)

8 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞

【行政機能（消防等）】

〔応急活動を担う機関の機能強化〕

- 通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化等により、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化する必要がある。
- 地震により消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽の効果的な配置や自然水利の利用を図る必要がある。
- 被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力の強化を着実に推進する必要がある。
- 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる消防体制を構築する必要がある。
- 各消防分団に配備している消防ポンプ車を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る必要がある。

〔応急活動の効率的な展開〕

- 災害対策本部・消防・警察・自衛隊等の救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実効性を高める必要がある。
- 大規模災害時の消防広域応援体制について、他府県緊急消防援助隊と連携する中部ブロック合同訓練に出場し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る必要がある。
- 災害発生時に対策本部や救急・救助機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食料・燃料の備蓄等、必要な対策を講じる必要がある。
- 消防団の定数確保や車両・資機材の充実などにより消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織や学校と連携した防災訓練などの取組を推進し、バイスタンダー（救急現場に居合わせた市民）の育成や地域防災力の強化を推進する必要がある。

現在の水準を示す指標

- 消防団員数（平成 30 年度末現在） 418 人

9 被災地における医療機能等の麻痺

【保健医療・福祉】

〔災害医療体制の充実〕

- 災害拠点病院である市立輪島病院において、災害時等の医療体制や搬送体制の整備を図る必要がある。
- 市立輪島病院は石川 DMAT 指定病院となっており、災害時対応訓練、市の総合防災訓練等を通じて DMAT（災害派遣医療チーム）の機能の維持向上を図る必要がある。

〔病院施設の更新整備等〕（再掲）

- 市立輪島病院については、耐震化しているものの、災害拠点病院及び救急告示病院として、災害時等において傷病者の治療等を行う重要な施設であることから、施設の機能強化や老朽化対策など計画的な施設の維持管理及び更新を行う必要がある。

〔要配慮者の災害時支援体制の構築〕

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、地域福祉推進員、自治会を中心とした地域住民等による平時からの地域見守り体制の構築や自主防災組織との連携を進めていく必要がある。

現在の水準を示す指標

- DMA T 配備数 1 チーム (R2)
- 災害拠点病院・救急告示病院の耐震化率（再掲） 市 100%
- 市立輪島病院の業務継続計画 H30 策定済

10 被災地における感染症等の大規模発生

【保健医療・福祉】

〔感染症予防措置〕

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から一般的な感染予防策（手洗い、うがい等）の啓発をするとともに予防接種を促進する必要がある。

【ライフライン】

〔下水道施設の耐震化〕

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水における下水道施設の耐震化、災害用トレイの整備を行う必要がある。

11 多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態

【行政機能】

〔避難所の設置〕

- 市職員や施設管理者、自主防災組織等との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する必要がある。
- 各避難所において共助による自主的な避難所運営を推進する必要がある。
- 小中学校等の指定避難所を有効に活用し、避難所の機能強化を図る必要がある。
- 指定避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実を図り、避難所の機能向上を推進する必要がある。
- 観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導體制を整備する必要がある。

[避難生活の長期化]

- 多様な避難所でのニーズや要配慮者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認などの情報支援、専門家による心のケア等、避難者の支援体制を整備する必要がある。
- 被災者の早期の生活再建を支援するため、応急危険度判定やり災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する必要がある。

現在の水準を示す指標

- 指定避難所の指定施設数（令和元年9月末現在） 48 施設
- 福祉避難所の協定数（令和元年9月末現在）
高齢者：13 事業所、障害者：5 事業所、妊産婦・乳幼児：4 事業所

12 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【行政機能（行政）】

[行政情報通信基盤の強化]

- 平成28年度に策定した輪島市業務継続計画に基づき、業務継続体制を強化する必要がある。
- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。
- 本庁舎LANについて、本庁舎への引込の配線を二重化し冗長性を確保しており、引き続き耐災害性の強化に取り組む必要がある。
- 出先機関との接続について、回線切断に備え、施設の規模等に応じ通信事業者の局舎との回線接続を可能な限りループ化し、本庁舎については局舎との回線接続を異なるルートで二重化することで冗長性の確保に取り組む必要がある。
- 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等の災害時の通信手段の多重化・強化を図る必要がある。

[防災拠点等の機能確保]

- 大規模な災害に備え、防災拠点や避難所等において太陽光発電設備等を整備する必要がある。
- 防災拠点や避難所となる公共施設の建替え等にあたっては、施設の適正な配置等により、所要の機能を確保する必要がある。

[受入れ態勢の構築]

- 行政人員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備など、支援人員の受入れ体制を構築する必要がある。

【国土保全】

〔総合的な災害対策〕

- 防災拠点となる公共施設等が被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点及びその周辺において、災害対策を着実に推進する必要がある。

【老朽化対策】

〔公共施設等の総合管理〕（再掲）

- 老朽化が見込まれる市の保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）の適切な維持管理と計画的な修繕について、輪島市公共施設等総合管理計画を基に実施していく必要がある。

現在の水準を示す指標

- 業務継続計画 平成 28 年度策定

13 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【行政機能（行政）】

〔住民等への情報伝達体制の強化〕

- 市民に防災情報等を確実に伝達するために、防災行政無線をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、衛星携帯電話、Jアラート、Lアラート等、多様な情報伝達手段の整備を図る必要がある。

【保健医療・福祉】

〔要配慮者の災害時支援体制の構築〕（再掲）

- 災害時の援護を円滑に進めるため、地域防災計画や要援護者台帳の作成、要援護者避難支援プランの充実、その他情報伝達手段の整備充実、自主防災組織における支援体制づくりも含め、行政、民生委員、区長会など市民が一体となった支援体制を構築していく。

【リスクコミュニケーション】

〔市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上〕

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隔々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

〔防災教育〕

- 大学教授等の専門家による児童生徒・保護者対象の防災研修会や、教師の学校防災に関する指導力をより一層向上させるための講習会等を実施し、各学校における危機管理マニュアルの見直しと避難訓練を繰り返すことにより、児童生徒及び学校関係者に対し、自ら命を守るため、主体的に避難行動ができる態度の育成を進めているが、地域・学校の実状に応じて、自主的な取組を推進するなど、成果を広げていく必要がある。

〔自主防災組織の強化〕	
○ 地域の防災力を高めるため、地域防災のリーダーとなる防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーを活用した組織化を推進する必要がある。	
○ 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資材の整備、訓練への助成などにより自主防災組織の活性化を促進する必要がある。	
現在の水準を示す指標	
○ 輪島市メールマガジンの登録者数	1,795 人
○ 自主防災組織数（令和元年度末現在）	※再掲 151 組織（73.6%）
○ 防災士の養成者数（令和元年度末現在）	※再掲 734 人
うち、女性防災士の養成者数	※再掲 188 人（25.6%）

14 サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞	
【産業】	
〔事業継続計画の策定〕	
○ 災害発生時に市内事業所が継続して事業活動ができるように、事前対策、発災後の対策等を定める事業継続計画（事業者BCP）の策定事業所を増やし、事業継続力を強化していく必要がある。	
【交通・物流】	
〔緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築〕（再掲）	
○ 物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることにより、原材料や部品等の調達が困難となり、事業所等の生産停止といった事態を招く恐れがある。このため、幹線道路や生活道路の整備を促進し、緊急時にも生産拠点相互や物流拠点をつなぐ、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。	
〔緊急輸送道路等の防災・減災対策〕（再掲）	
○ 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や道路路面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。	
〔港湾の災害対応力の強化〕	
○ 大規模災害発生時においても、物流拠点としての機能を確保できるよう、国・県と連携し、機能強化を推進する必要がある。	
【リスクコミュニケーション】	
〔風評被害を防止する情報発信〕	
○ 平時より、多様な情報発信経路を確保することなどにより、災害発生時において、迅速かつ的確に情報発信できる体制を確保する必要がある。	
【老朽化対策】	
〔道路施設の維持管理〕（再掲）	
○ 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。	
現在の水準を示す指標	
○ 道路施設の長寿命化計画策定率（再掲）	市 100%（R2）

15 食料等の安定供給の停滞

【交通・物流】

〔港湾の災害対応力の強化〕（再掲）

- 大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受入れができるよう国・県と連携し、機能強化を推進する必要がある。

【農林水産】

〔食料の生産・流通等関係事業所の防災対策〕

- 農林水産業に係る生産・流通等の関係事業所については、食料を安定供給するための重要な施設であることから、災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を推進する必要がある。

〔水産業の早期再開〕

- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。

【老朽化対策】

〔農業水利・漁港施設の老朽化対策〕

- 食料生産に係る農業水利・漁港施設については、老朽化が進行している施設も多くあることから、長寿命化対策を推進する必要がある。

16 ライフライン（電気、情報通信、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止

【ライフライン】

〔水道施設の耐震化〕（再掲）

- 平成 30 年度末時点で、市の上水道の基幹管路における耐震適合性のある管の割合（耐震適合率）は、全国平均 40.3%に対し、48.8%となっており、全国平均に比べ耐震化率は高いものの、引き続き、地震発生時に長時間におよぶ断水を防ぐため、上下水道施設及び管路の老朽化対策や耐震化対策の推進に取り組む必要がある。

〔応急給水体制の整備〕（再掲）

- 迅速な応急給水を実施するため、応援体制の構築や、訓練に取り組む必要がある。

〔下水道施設の耐震化〕（再掲）

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水における下水道施設の耐震化、災害用トイレの整備を行う必要がある。

〔電力・情報通信事業者との連携強化〕

- 電力・情報通信事業者等と連携し、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達について訓練を実施するなど、情報伝達体制の強化を図る必要がある。
- 災害時の電力・情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信事業者との情報共有体制の強化を図る必要がある。

〔石油等の燃料確保〕

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業

者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する必要がある。

【老朽化対策】

〔水道施設の維持管理〕

- 大規模な修繕を行う際には断水が必要となるため老朽化対策に取り組む必要がある。

〔下水道施設の維持管理〕

- 公共下水道施設や農業集落排水施設、漁業集落排水施設については、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

現在の水準を示す指標

- 水道基幹管路における耐震適合率 市 48.8% (H30) 全国平均 40.3% (H30)

17 基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【交通・物流】

〔緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築〕（再掲）

- 基幹的交通ネットワークの機能を確保するため、幹線道路や生活道路の整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

〔緊急輸送道路等の防災・減災対策〕（再掲）

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。

〔農道・林道の整備〕（再掲）

- 山間地は道路網が脆弱なため、災害等で道路が寸断されると孤立集落が発生する可能性が高いことから、複数の輸送ルート確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

〔港湾の災害対応力の強化〕（再掲）

- 大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受け入れができるよう国・県と連携し、機能強化を推進する必要がある。

【国土保全】

〔地籍調査に向けた体制づくり〕

- 災害後の円滑な復旧・復興を進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要と考えられることから、現在休止中の地積調査の再開に向けた検討が必要である。

【老朽化対策】

〔道路施設の維持管理〕（再掲）

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基

づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

〔農道・林道の維持管理〕（再掲）

- 災害時において避難路や複数の輸送ルートを確認する必要がある、農道・林道については、山間地等の迂回路となり得る路線もあるが、高度経済成長以降に整備された施設の老朽化が課題となっていることから、施設の点検・診断を実施して長寿命化対策を進め、機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぎ、適正な維持管理を行っていく必要がある。

【リスクコミュニケーション】

〔建設業界等との応急復旧体制の強化〕

- 被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進めるため、建設業協会、建設コンサルタント協会等との緊急時における協定に基づく、迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれるよう体制を整備する必要がある。また、早期復旧等に向けた指導・助言を得るため、学識経験者との連携強化を図る必要がある。

現在の水準を示す指標

- 道路施設の長寿命化計画策定率（再掲） 市 100%（R2）
- 農道・林道施設の点検・診断の実施割合（個別施設計画策定）（再掲）
橋梁：71%（32/45）、トンネル：100%（2/2）（R元）

18 たため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【農林水産】

〔農業水利施設の整備及びハザードマップ作成〕

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、計画的に改修・補強等を行う必要がある。また、ため池の整備には、地元の合意形成など、時間を要することから、ソフト対策と並行して災害対応力の強化を図る必要がある。

【国土保全】

〔河川管理施設・海岸保全施設の整備〕（再掲）

- 河川管理施設・海岸保全施設について、計画的に耐震対策を行う必要がある。

【老朽化対策】

〔河川管理施設の維持管理〕（再掲）

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。
- 河川堤防の復旧や、内水排除等を速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や迅速な資機材の調達を図るとともに、建設業者の調達を

含め、復旧・復興に向けた体制の構築に取り組む必要がある。

〔海岸保全施設の維持管理〕（再掲）

- 海岸護岸の多くは昭和 40～50 年代にかけて整備され、老朽化が進んでおり、施設の補修、更新が重要となってきたが、海岸保全区域は 6,566mあるため、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う必要がある。

〔砂防関連施設等の維持管理〕（再掲）

- 数多くの砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の老朽化が進んでいることから、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う必要がある。

現在の水準を示す指標

- 防災重点のため池に対するハザードマップの作製 作成済

19 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農林水産】

〔農地・農業水利施設等の保全管理〕

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

〔災害に強い森林づくり〕

- 本市は市域の約 8 割を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するなど、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、人工林の針広混交林化や間伐、製材、合板、木質バイオマス等の需要拡大による森林資源の利活用や低コストで安定的な市産材供給体制の整備、さらには、鳥獣害対策の徹底などを通じて、森林の整備を計画的に推進し、豊かな森づくりと健全な森林の維持を図る必要がある。

〔農林業の担い手確保等〕

- 農林業の従事者が減少していることから、農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

現在の水準を示す指標

- 多面的機能支払実施面積 955ha (R1)
- 中山間地域等直接支払実施面積 950ha (R1)

20 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【環境】

〔災害廃棄物対策〕

- 関係機関、民間事業者等と連携した災害廃棄物の処理体制の構築が必要である。
- 災害廃棄物の仮置場の確保が必要である。
- ごみ減量化やリサイクル率向上に向けた取組が必要である。
- 有害物質の漏えい等の防止対策の周知が必要である。

現在の水準を示す指標

- 輪島市災害廃棄物処理計画 令和2年3月策定
- 輪島市穴水町環境衛生施設組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
平成30年3月策定

21 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【リスクコミュニケーション】

〔市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上〕（再掲）

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

〔自主防災組織の強化〕（再掲）

- 地域の防災力を高めるため、地域防災のリーダーとなる防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーを活用した組織化を推進する必要がある。

〔防災ボランティアの活動環境の整備〕

- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に災害ボランティアの果たす役割がきわめて大きいことから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、輪島市災害ボランティアセンターと連携をとりながらボランティア活動の環境整備を行う必要がある。

〔建設産業の担い手確保・育成〕

- 建設産業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

現在の水準を示す指標

- 防災士の養成者数（令和元年度末現在） ※再掲 734人
うち、女性防災士の養成者数 ※再掲 188人（25.6%）